

発議案第2号

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年2月24日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	大塚裕介	印
賛成者	八千代市議会議員	緑川利行	印
	同	植田進	印
	同	成田忠志	印
	同	橋本淳	印
	同	林隆文	印

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をいたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会委員会条例の一部を改正する条例

八千代市議会委員会条例（昭和42年八千代市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。